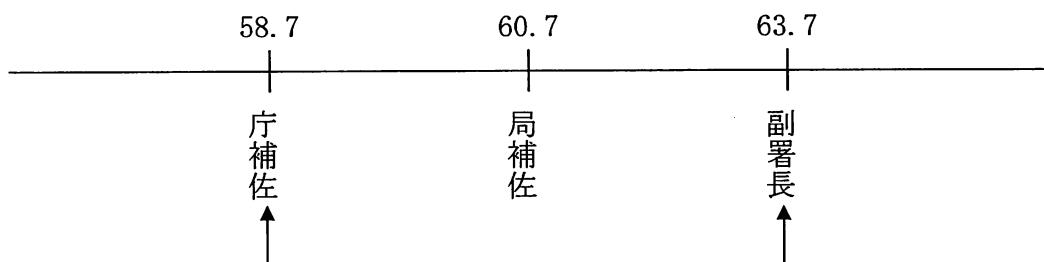


高等官歴に中断がある場合の取扱い

1 叙勲



高等官推定可能な官職ではあるが、その後の任用の動きから見て高等官推定を開始できない。

ここから高等官推定（原則）

(注) 累等に影響する場合は、庁補佐部分を高等官に含めることが認められることがあるので個別に判断する。

なお、庁補佐心得については、高等官に含まれない。

2 叙位

